

環境省説明資料

新・生物多様性国家戦略とは？

- 1993年に加盟した「**生物多様性条約**」第6条に基づく「**生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略もしくは計画**」として日本政府が決定。

2002年3月に策定した新・生物多様性国家戦略は、1995年に策定した生物多様性国家戦略を7年ぶりに全面改定したもの。

- 日本政府は、この新・生物多様性国家戦略を、「**自然と共生する社会**」の実現を目的とした自然の保全と再生のための**政府全体のトータルプラン**として位置づけ。

わが国の生物多様性の「3つの危機」

第1の危機：人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊をもたらしている。

第2の危機：里地里山（雑木林、田畑、あぜ道、ため池等）など人為的に管理され、守られてきた自然に対する人間の働きかけが減少することによる影響

第3の危機：その地域には、存在しなかった生物や物質が人間により外部から持ち込まれることによる影響。

「3つの危機」

我が国の生物多様性の現状

第1の危機：人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊をもたらしている。

捕獲・採取による個体数の減少

開発による森林の減少

埋立てによる海岸の破壊

排水による生態系の破壊

日本に生息・生育する
脊椎動物
・維管束植物の
2割が絶滅危惧種

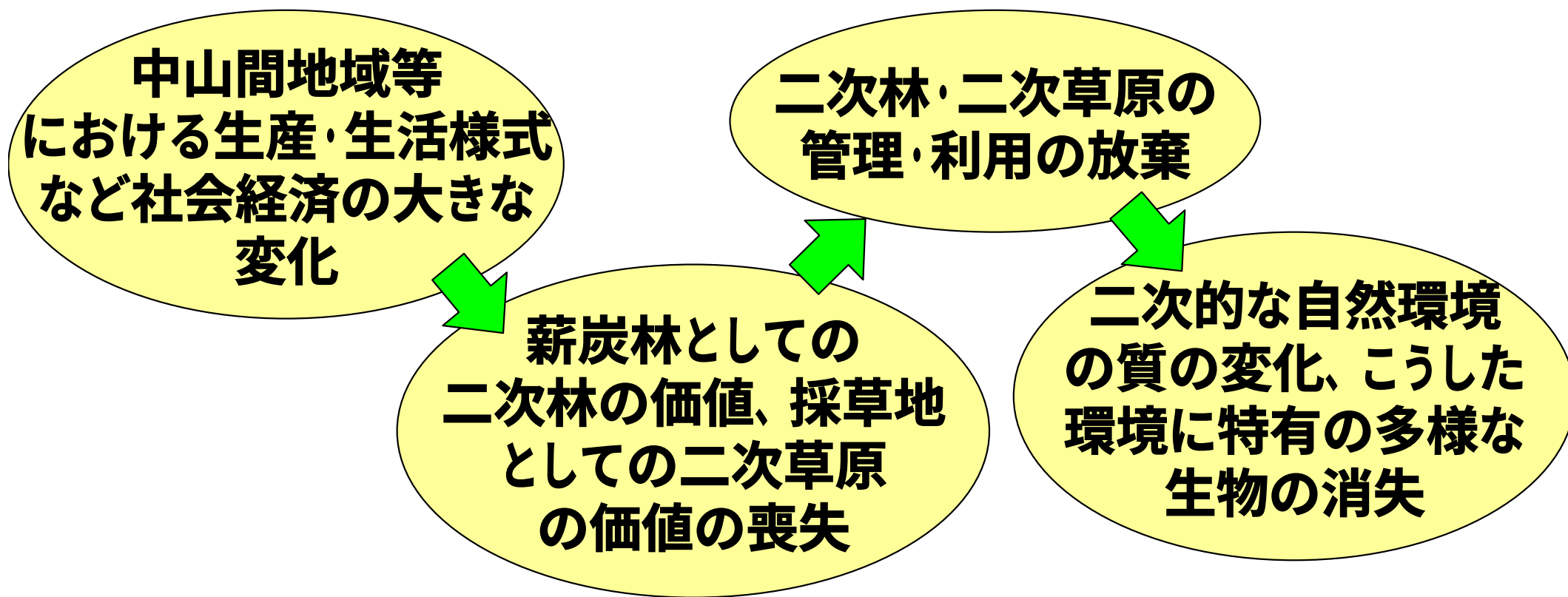
(例) 日本産のトキは、最後の1羽に



「3つの危機」

我が国の生物多様性の現状

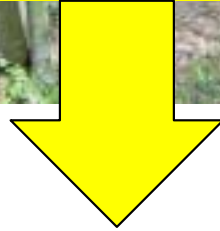
第2の危機：里地里山（雑木林、田畑、あぜ道、ため池等）など伝統的な方法により人為的に管理され、守られてきた自然に対する人間の働きかけが減少することによる影響



**管理放棄された竹林が、
周囲の雑木林を侵食。**



ササの侵入



この他にも

- **畜産業の衰退による採草放牧地の荒廃と草原性植物の減少**
- **水田の水管理システムの変更に伴うメダカ等水生生物の減少**
- **茅葺き屋根の減少による茅場（ススキ草原等）の減少が猛禽類の餌場をも減少させた。**

「3つの危機」

我が国の生物多様性の現状

第3の危機：その地域には、存在しなかった生物や物質が人間により外部から持ち込まれることによる影響。

移入種 (外来種)

生態系の攪乱

在来種の捕食
在来種との競合・駆逐
土壌環境の攪乱等

遺伝的攪乱

在来種との交雑

化学物質

残留性有機汚染物質
(POP's) による生態系
の汚染、生物の死滅

内分泌かく乱物質 (環
境ホルモン) による生態
系の影響のおそれ

移入種 (外来種) による生態系の攪乱

在来種の捕食



マングースによるヤンバルクイナ
やアマミノクロウサギの捕食



ブラックバスによる在来魚の捕食

在来種との競合・駆逐



台湾リスによる在
来リスの駆逐

アカギによる小笠原諸
島在来種の駆逐

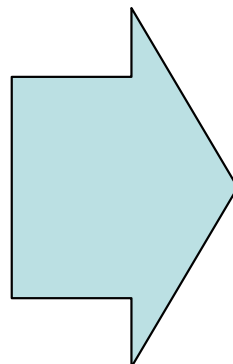
土壌環境の攪乱等



ノヤギによる小笠原諸島
の植生破壊・表土流出

3つの目標

- ①種・生態系の保全
- ②絶滅の防止と回復
- ③持続可能な利用



施策の大きな方向

- ①保全の強化
保護地域制度の強化、指定拡充
科学的データに基づく保護管理
絶滅防止対策、移入種対策etc.
- ②自然の再生
人間が自然の再生プロセスを
手助けし自然の再生・修復
- ③持続可能な利用
里山などの管理(利用)を支援
環境アセスメント制度等を活用

主要テーマ別の取扱方針

1. 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成
2. 里地里山の保全と持続可能な利用
3. 湿原・干潟等湿地の保全
4. 自然の再生・修復
5. 野生生物の保護管理
6. 自然環境データの整備
7. 効果的な保全手法等

新・国家戦略における点検の記述

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議は、国家戦略に基づく施策の着実な推進を図るため、**毎年、国家戦略の実施状況を点検し、中央環境審議会に報告**するとともに、条約の規定に基づく締約国会議への報告に反映させます。

……………その際、中央環境審議会においては、施策の進捗状況について生物多様性の観点から点検し、**必要の応じ、その後の施策の方向性について意見を述べます。**

生物多様性国家戦略の点検について

点検の流れ

実施日

効果的な点検手法の検討

5月

各省庁の自主的な点検

6月～7月

各省の点検結果のとりまとめ

7月下旬～8月上旬

パブリックコメント

8月22日～9月11日

中央環境審議会に報告

9月19日

今回の点検作業の特徴

◆ 新・国家戦略策定から主に平成14年度を対象とした第1回目の点検

◆ 具体的施策の展開に関する点検は、統一の様式(個票)を使用

◆ より客観的にフォローアップするため、数値として具体的施策の進展状況を点検

具体的施策の展開に関する点検結果(個票)

1. 第4部における事項番号	第1章第1節1(2)
2. 施策名	森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (多面的機能の発揮のための森林の整備の推進)
3. 第3部第2章の各テーマとの関係の有無	第2節 里地里山の保全と持続可能な利用
4. 施策の目標など	森林施策の適切な実施に不可欠な地域における活動を確保するための支援 生物多様性の保全、地球温暖化防止、国土保全等の森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施策を実施する上で不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援し、適切な森林整備を推進する。
5. 施策の概要	森林整備地域活動支援交付金制度 平成14年度に交付金の交付を開始した。森林施策計画を策定している森林所有者等に対し、人工林、育成天然林のうち手入れが必要な林齢の森林面積1ha当たり1万円を現況調査等の森林施策に不可欠な活動の経費として交付する。
6. 予算・税制等項目	平成14年度予算 ・森林整備地域活動支援交付金 10,845百万円 ・森林整備地域活動支援推進事業 388百万円 平成15年度予算同上
7. 実績・進捗状況	平成14年度に交付金を交付した市町村は、42道府県の1,648市町村である。また、交付金の交付

(1) 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

① 森林・林業

緑の回廊構想の設定箇所数が7箇所増加しました。保護林同士を連携する生態的ネットワークの形成が図られました。

【緑の回廊登録数】

10箇所(約19.8万ha)(H13.4.1) → 17箇所(約31万ha)(H15.4.1)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国有林野等のうち保護林に指定された箇所数及び面積	H13.4.1	817箇所 (約54万ha)	H15.4.1	824箇所 (約62万ha)	7箇所 (約8万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H13.4.1	26箇所 (320千ha)	H15.4.1	27箇所 (390千ha)	1箇所 (70千ha)
生物資源保存林の箇所数及び面積	H13.4.1	12箇所 (36千ha)	H15.4.1	12箇所 (36千ha)	0
水産資源保存林の箇所数及び面積	H13.4.1	329箇所 (9千ha)	H15.4.1	329箇所 (9千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H13.4.1	354箇所 (126千ha)	H15.4.1	358箇所 (139千ha)	4箇所 (13千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H13.4.1	31箇所 (16千ha)	H15.4.1	32箇所 (16千ha)	1箇所 (0ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H13.4.1	33箇所 (30千ha)	H15.4.1	34箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 (2千ha)	H15.4.1	32箇所 (2千ha)	0
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H13.4.1	10箇所 (約19万8千ha)	H15.4.1	17箇所 (約31万ha)	7箇所 (約11.2万ha)
レクリエーションの森の箇所数及び面積	H13.4.1	1,263箇所 (約41万ha)	H15.4.1	1,257箇所 (約41万ha)	▲6箇所 (0ha)

第一の危機への対応

自然再生推進法の成立

■ 太郎右衛門地区自然再生協議会 (7月設置)

■ 釧路自然再生協議会 (10月設置予定)

自然再生を行う制度の整備

環境省：自然再生事業 (H14～)

国土交通省河川局：自然再生事業 (H14～)

国土交通省都市地域整備局：自然再生緑地整備事業 (H14～)

国土交通省港湾局：海域環境創造・自然再生等事業 (H15～)

具体的な数値目標の設定

平成19年度までに失われた湿地や干潟のうち回復可能な湿地、干潟の約3割を再生 (社会資本整備重点計画)



第二の危機への対応

都市緑地保全法の改正

- 「市民緑地制度」の導入

自然公園法の改正

- 「風景地保護協定制度」、「公園管理団体制度」の導入



里地里山等の二次的自然環境に対し、多様な主体が
管理に参画する枠組みを整備

第三の危機への対応

移入種等対策

- 奄美大島におけるマングースの駆除等を実施。
- 中央環境審議会において移入種対策に必要な措置について審議中。
- ペット動物等に起因する移入種問題が生じていることから、ペット等の飼養に関し「家庭動物等の飼養保管基準」を策定。
- 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」制定。



奄美で捕獲されたマングース

化学物質対策

- 「化学物質審査規正法」を改正し、動植物への毒性を化学物質の審査項目に追加。
- 「農薬取締法」の登録保留基準を改正し、水産動植物への被害防止に係るリスク管理を大幅に強化。

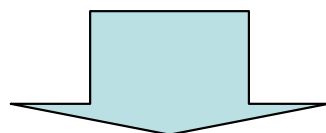
各省庁がそれぞれのフィールドの生物調査を実施

環境省：自然環境保全基礎調査(S48～)、モニタリングサイト1000(H15～)

河川局：河川水辺の国勢調査(H2～)

林野庁：森林モニタリング調査(H11～)

農村振興局：田圃の生き物調査(H13～)、農業農村環境情報整備調査(H14～)



例えば、各調査のモニタリングサイト数を合計すると

魚類の調査サイト数→約4700箇所

底生生物→約2300箇所

陸上昆虫→約3900箇所

・・・

でモニタリングが実施されていることになる。

生物種の確認から生態系の健全性の評価を行う調査へ

- 自然環境保全基礎調査
→生態系機能の把握を行う調査（浅海域調査等）
- モニタリング1000
→国土の自然環境の劣化を把握
- 河川水辺の国勢調査
→自然再生基礎調査（テーマ調査）を導入
- 森林資源モニタリング調査
→森林の多面的機能の把握

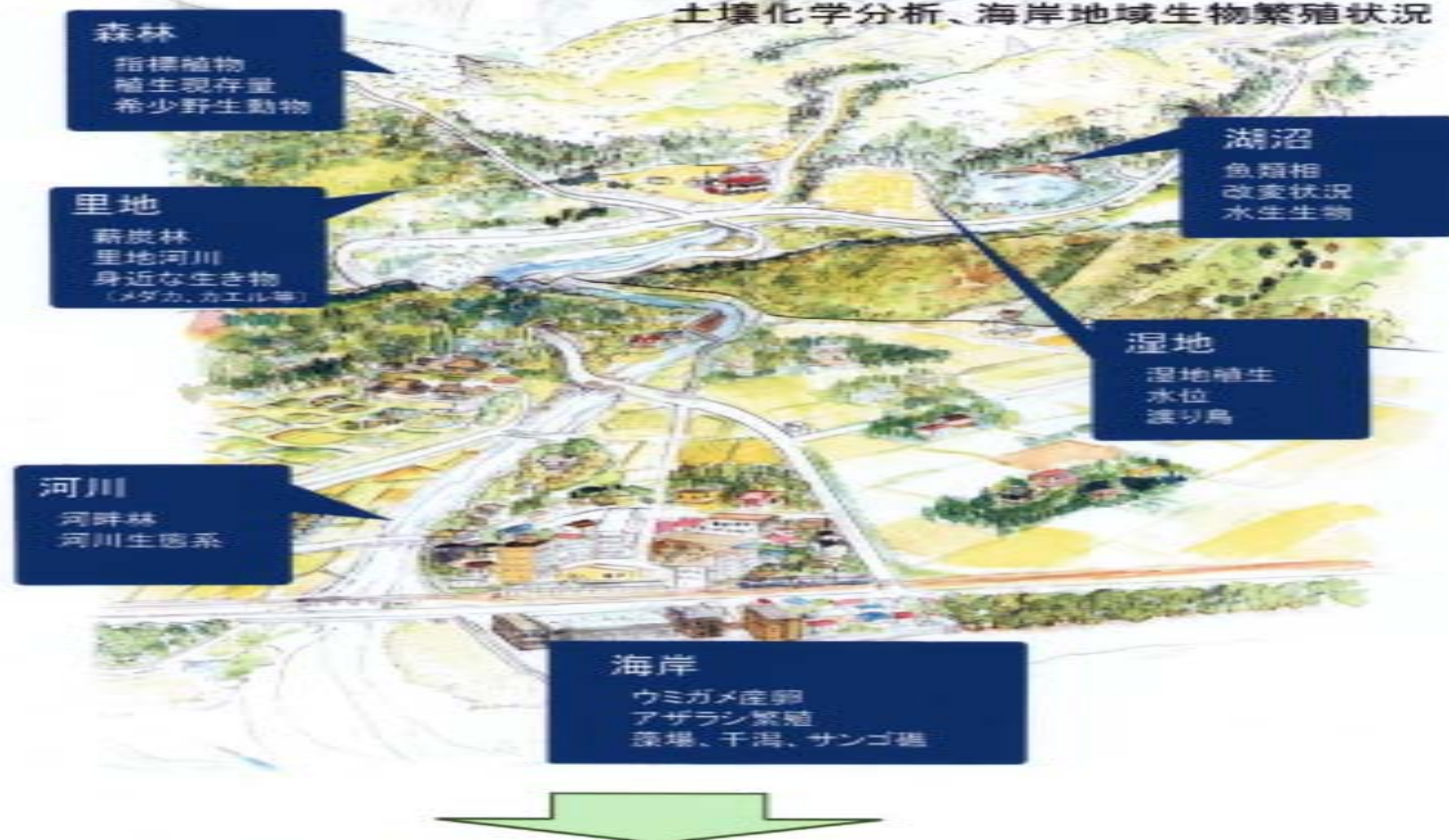
モニタリングサイト 1000 の概要

モニタリングサイトの設置

- ・国土の生態系特性に応じて、生態系の継続監視を行なうために、5年間で1000か所設置

モニタリング

- ・サイトの生態系特性によりモニタリング項目を設定
例 植生現存量、指標動植物生息状況、
土壌化学分析、海岸地域生物繁殖状況 等



- ・モニタリングサイトの変化の監視(早期発見)
- ・戦略的アセス、移入種拡散温暖化などの広域的生態系影響の把握
- ・データの継続的蓄積による「標準地」として位置づけ

河川水辺の国勢調査の調査体系の見直し

(生物相の把握に加え生態系の健全性の把握)

- ・生物相の把握が主眼
- ・河川生態に踏み込めないのが現状

生態系の健全性を把握。

- ・干潟機能把握
- ・湿地機能把握
- ・ワンド機能把握

<流域特性>

- ・雨量
- ・流量
- ・土砂生産域
- ・浸透域

<河川特性>

- ・平面、縦断形
- ・蛇行度
- ・地下水位
- ・水深
- ・季節変動
- ・冠水頻度
- ・河床材料

- ①湧水が湧く広大な湿地
- ・バイカモ等の沈水植物が繁茂
 - ・イトヨ、トヨ等の貴重種が豊富に生息
 - ・湧水の枯渇により劣化が危惧

地下水情報と合わせた
原因分析が可能

- ②多様な生物が生息するワンド
- ・タコ、コイ、フナ、ヤゴなど豊富に生息
 - ・土砂堆積により劣化が危惧

土砂管理情報と合わせた
原因分析が可能

- ④野鳥の宝庫の広大なヨシ原
- ・オオヨシキリ、バン、トモエガモ、カイツブリ
 - ・冠水頻度の減少による劣化が危惧

流況情報と合わせた
原因分析が可能

- ③シギ、チドリ楽園の河口干潟
- ・シギ、チドリ、ゴカイ、シオマネキ
 - ・土砂供給の減少により劣化が危惧

日時	確認種
4月7日	ウグイ
7月25日	オイカワ
9月4日	スナヤツメ
2月20日	ギンブナ

点検の構成

1. 生物多様性の3つの危機への対応

⇒第1の危機、第2の危機、第3の危機についての点検

2. 施策の基本的方向に関する点検

⇒保全の強化、自然再生、持続可能な利用についての点検

3. 主要テーマ別の取組方針に関する点検

⇒重要地域保全と生態的ネットワーク形成など、7つのテーマについての点検

4. 具体的施策の展開に関する点検（個票）

⇒国土の空間特性・土地利用に応じた施策など、各省庁施策についての点検

5. まとめ

自然環境データの整備（「新・生物多様性国家戦略」より抜粋）

（地球環境保全に関する関係閣僚会議決定、平成14年3月27日）

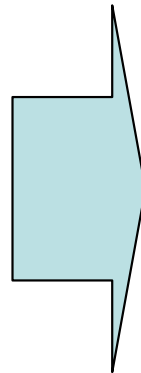
自然環境保全施策を展開するためには、自然環境の現状と時系列的变化に関する科学的かつ客観的なデータ収集・整備を目的とした調査を進めることが不可欠

「自然環境保全基礎調査の実績」

- 5万分の一植生図の全国（1293面）作成
- 植生自然度全国図の作成
- 希少な植物群落リスト（5579箇所）
- 大・中型ほ乳類、鳥類で分布図を作成
全約2500種の分布図
- 自然海岸、河川人工物の経年調査実施

「自然環境保全基礎調査の課題」

- 昆虫、淡水魚、植物類等について分布図策定不十分
- 特定の地域・生態系を長期にわたってデータを蓄積する基礎的なモニタリングがない
- 海岸、浅海域について生息している生物情報が著しく不足



「調査の質的な転換」

（→は今後実施する調査名）

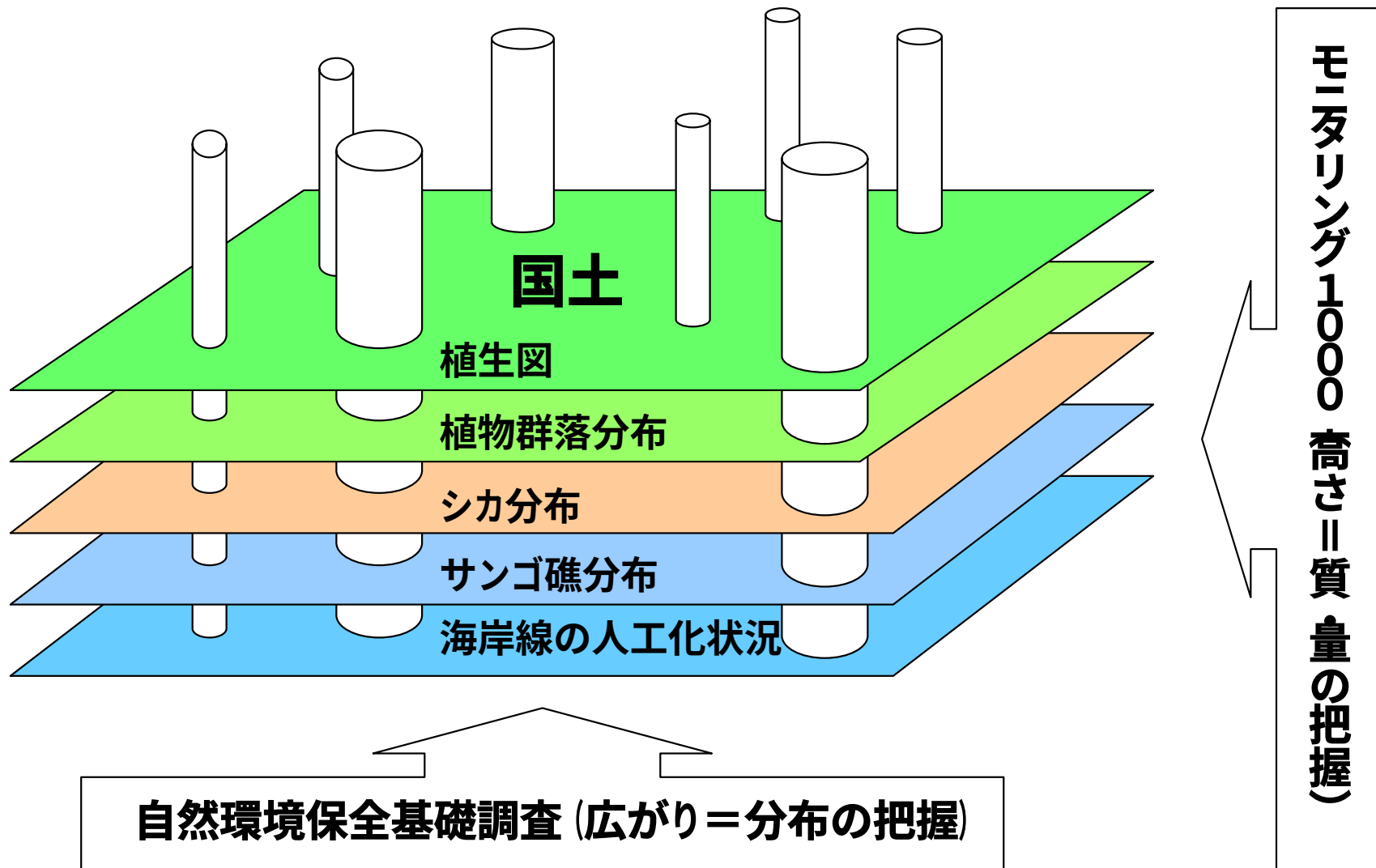
＜環境省における対応＞

- 自然環境の劣化を早期に把握し、要因を特定するための質の高いデータ収集システムの構築→モニタリングサイト1000
- 浅海域生態系調査の本格的な実施
→基礎調査
- 生態系の量的把握（全国的な植生現存量、野生生物に関する徹底的な調査）
→モニタリングサイト1000
- 植生・動物分布、海岸などの総合解析
→基礎調査
- 植生図引き続き更新→基礎調査

＜関係省庁の調査との連携＞

- 河川水辺の調査（国土交通省）
- 田んぼの生き物調査（農林水産省）
- 森林資源モニタリング調査（林野庁）
- 情報共有システムの検討

自然環境情報の把握 (全体像)



モニタリングサイト1000

事業概要

全国の自然環境の総合的な把握を進めるため、代表的な生態系を抽出しモニタリングサイトを1000ヶ所設定。

- ・ 森林、湖沼、湿原、河川、里山、干潟、藻場などの生態系を対象。
- ・ 動物の分布や植物の現存量など、動植物の生息状況調査を実施。
- ・ 15年度：サイト設定及び調査に着手
- ・ 19年度まで（5年間）に1000ヶ所の設定を完了。以降モニタリングを継続。

見込まれる成果

- 動植物の分布状況、生息・生育環境の継続的把握
- 自然環境の劣化の早期発見
- 問題解決に必要な情報の円滑な収集
- 地球温暖化等地球的規模での環境変動進行による生態系の変化の把握
- 自然再生事業や環境アセスメントにおけるデータ比較の標準地として活用

保全の強化の取組　－自然公園法の改正－

■国及び地方公共団体の責務に「生物多様性の保全」を追加。

■生物多様性の保全の観点から特別地域等での規制行為を追加。

①貴重な昆虫類等環境大臣の指定する動物の捕獲等を禁止

②貴重な湿原等環境大臣の指定する区域への立ち入りを禁止

■利用調整地区制度の創設

風致景観の維持又は適正利用を図るため、利用者数の調整を図るための利用調整地区を指定

■風景地保護協定、公園管理団体制度の創設

保全の強化の取組 -保護地域の拡張-

主な保護地域区分	戦略策定時	今回の点検
自然環境保全地域（原生、 県指定を含む。）	539地域 100,963ha	545地域 101,606ha
自然公園（国立・国定公 園、県立自然公園）	390公園 5,352,184ha	391公園 5,365,789ha
鳥獣保護区（国指定、県 指定）	3,883地区 3,578,913ha	3,927地区 3,609,641ha
国有林保護林（森林生態 系保護地域等）	817ヶ所 約540,000ha	824箇所 約 620,000ha

保全の強化の取組 -野生動物の保護等-

■湿地の保全

藤前干潟、宮島沼を国設鳥獣保護区に指定し、ラムサール条約登録湿地に登録。

干潟や藻場などを対象とする浅海域生態系調査を開始。

■種の絶滅回避

絶滅のおそれのある野生動植物のうち、スイゲンゼニタナゴ等5種を国内希少野生動植物種に指定。

レッドリストの見直し。

■鳥獣の取扱いの適正化

鳥獣保護法を改正し、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養を禁止。

保全の強化の取組 -移入種対策-

■影響の予防措置

- ・中央環境審議会生物移入種対策小委員会において、移入種対策の**制度化に向けた審議を実施中。**

■固有の生物層を有する地域における対策

- ・奄美大島においてアマミノクロウサギ等固有種を捕食している**マングース**を駆除。
- ・沖縄やんばる地方においてヤンバルクイナ等固有種を捕食している**マングース**等を駆除。



奄美で捕獲されたマングース

■移入種の監視 (早期発見)

- ・西表島において、毒性を持つオオヒキガエルの移入状況について**モニタリングを実施。**

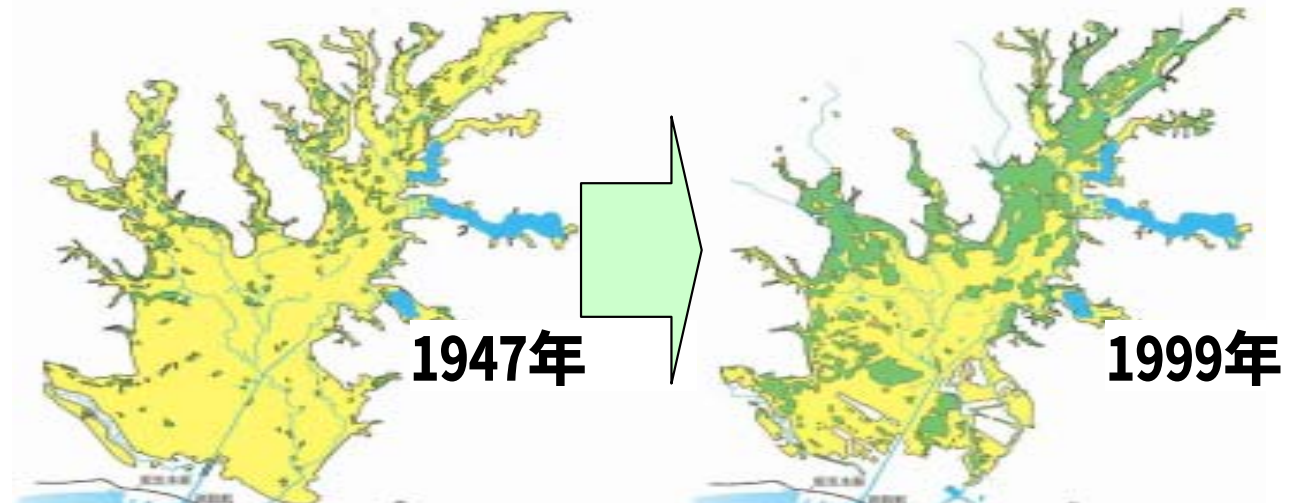
自然再生推進法成立後の経緯

- H14年12月4日 法律成立
- H15年1月1日 法律施行
- H15年4月1日 自然再生基本方針閣議決定
- H15年10月16日 自然再生推進会議
自然再生専門家会議
設置 (予定)

釧路湿原の自然再生協議会に向けての動き 現在協議会の委員への参加者を公募募集中

○近年の流域の経済活動の拡大等に伴い湿原面積が著しく減少。

○長期的な目標としてはラムサール条約登録当時(1980年)の環境への回復。短期的には西暦2000年現在の状況を維持保全。



湿原面積 245.7km²

湿原面積 194.3km²

流域における12の湿原保全対策

- ・水辺林、土砂調整池による土砂流入の防止
- ・植林などによる保水、土砂流入防止機能の向上
- ・湿原の再生
- ・湿原植生の制御
- ・蛇行する河川への復元
- ・水環境の保全
- ・野生生物の生息・生育環境の保全
- ・湿原景観の保全
- ・湿原の調査と管理に関する市民参加
- ・保全と利用の共通認識
- ・環境教育の推進
- ・地域連携・地域振興の推進

＜専門家＞
学識経験者等

＜市民＞

地域住民

NPO

釧路湿原の自然再生協議会
(本年10月立ち上げ予定)の枠組み

＜関係行政機関＞

環境省・農林水産省・国土交通省の地元機関

＜地方公共団体＞

北海道、地元市町村

環境省の取組 (維持管理)

自然公園法改正

風景地保護協定制度

公園管理団体制度

自然公園区域内において、管理が行き届かなくなった里地里山等を対象に、国や地元自治体、NPO等が土地所有者とが管理協定を締結し、当該土地所有者に代わり管理できるなど民間団体等の積極的な参加による地域に密着した管理を推進。



里地里山の特性把握

全国の二次林タイプ、気候帯、植生等から
全国を8ブロック化

各ブロックの特性や管理の緊急性、竹林侵入や希少種の分布を整理。また、これらの結果から里地里山の具体的保全方策を整理。

